

取引先各位川崎市川崎区榎町3-1-307
株式会社 小川組 総務部

消費税率改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当社の事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。

これに伴い、弊社宛の請求書の消費税等の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

敬 具

記

□ 通常請求分

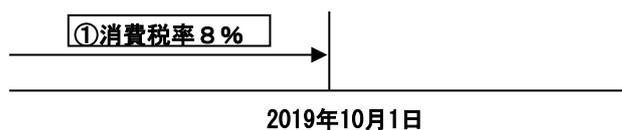
- ①2019年 9月30日までの請求分 →消費税率 8%
②2019年10月 1日以降の請求分 →消費税率 10%



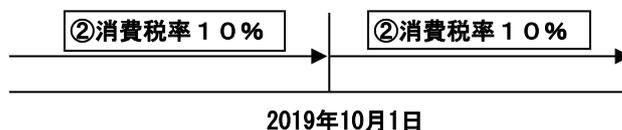
※2019年10月以降の異なる消費税率の請求分がある場合は2枚（消費税8%の請求書と消費税10%の請求書）を提出して頂きますようお願い致します。

□ 注文書請求分

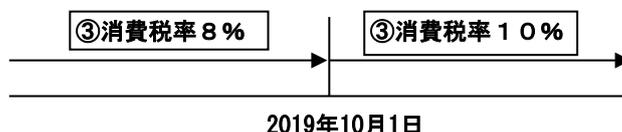
- ①御社と小川組の契約終了工期が2019年9月30日まで →消費税率 8%



- ②御社と小川組の契約終了工期が2019年10月1日以降 →消費税率 10%
※請負業者（納品・人工・リース等は除く）



- ③御社と小川組の契約終了工期が2019年10月1日以降
→消費税率 8%または10%（注文書は10%発行）
※納品・人工・リース業者等
請負契約とは異なるため、原則どおり2019年9月分までの請求は消費税8%
2019年10月以降分の請求は消費税10%となります。



【この件に関するお問い合わせ：総務部 田川（Tel. 044-244-5661）】

以上